



国河計調第13号

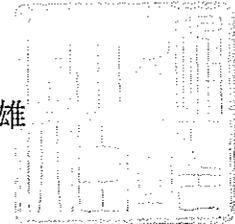
平成17年8月26日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

北側 一雄



庄内川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国 河 情 第 6 - 3 号

平成 1 7 年 8 月 2 6 日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

北側 一雄



沙流川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国河計調第14号

平成17年8月26日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

北側 一雄



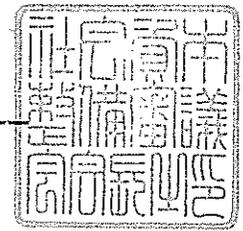
紀の川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国社整審第11号
平成17年9月5日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 あて

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



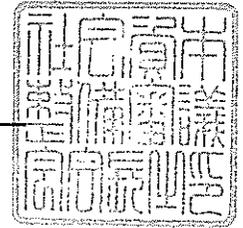
庄内川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成17年8月26日付国河計調第13号により当審議会の意見を求められた「庄内川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審第11号
平成17年9月5日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 あて

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



沙流川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成17年8月26日付国河情第6-3号により当審議会の意見を求められた「沙流川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審第11号
平成17年9月5日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 あて

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



紀の川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成17年8月26日付国河計調第14号により当審議会の意見を求められた「紀の川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。